

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

我が国では、2023(令和5)年5月時点の推計人口において、65歳以上の人口は3,621万人を超えており、国民の約4人に1人が高齢者となっています。高齢者数は2042(令和24)年頃まで増加し、その後も、75歳以上の人口割合が上昇し続けることが予想されています。

第9期介護保険事業計画期間内(2024(令和6)年度～2026(令和8)年度)である2025(令和7)年度には、団塊世代の全てが75歳以上の後期高齢者となり、2040(令和22)年度には団塊ジュニア世代が65歳以上の前期高齢者となります。我が国の総人口に占める高齢化率は今後さらに進むことが見込まれ、現役世代が急減して社会保障を支える担い手不足が深刻となることに加え、要介護認定率や介護給付費が増加する85歳以上人口の急速な増加が見込まれます。

そのため、地域の実情に応じて、介護サービスの基盤を整備するとともに、地域包括ケアシステムの深化・推進を図り、介護人材の確保や介護現場の生産性の向上を進めるなどの具体的な方策を定めることが重要となっています。また、高齢者の単身世帯や85歳以上人口が増加する中で、医療と介護の双方のサービス需要がさらに増加し、多様化していくことが想定され、医療・介護連携の必要性もさらに高まってきます。

室蘭市では、保健・福祉に関わるニーズに対応するため2021(令和3)年3月に策定した「第8期室蘭市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」が2023(令和5)年度で計画終了することから、「第9期室蘭市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」(以下、「本計画」といいます。)を策定します。

2. 計画の位置づけ

本計画は高齢者施策を総合的に推進するため、「市町村老人福祉計画」と「市町村介護保険事業計画」を一体的に策定するものです。

「高齢者保健福祉計画」は老人福祉法第20条の8第1項に規定する市町村老人福祉計画であり、介護サービス需要のさらなる増加・多様化が見込まれるため、地域の特性に応じた介護サービス提供体制の整備等や、介護予防・健康づくりの取り組みを強化し、福祉の向上を図るための計画です。

「介護保険事業計画」は、介護保険法第117条の規定に基づき、介護保険給付サービス量の見込みとその確保策、制度の円滑な実施に向けた取り組みの内容を定める計画です。

3. 計画期間

本計画は、2024(令和6)年度を初年度とし、2026(令和8)年度を目標年度とする3年の計画です。

また、団塊世代が75歳に達する2025(令和7)年度、団塊ジュニア世代が65歳に達する2040(令和22)年度を見据え、本計画の最終年度にあたる2026(令和8)年度には見直しを行い、第10期計画を策定します。

▼計画期間

2024年度 (令和6)	2025年度 (令和7)	2026年度 (令和8)	2027年度 (令和9)	2028年度 (令和10)	2029年度 (令和11)	~	2040年度 (令和22)	
第9期計画(本計画)			第10期計画					
	中長期的な視点 (団塊世代が75歳に達する時期)	見直し			見直し		長期的な視点 (団塊ジュニア世代が65歳に達する時期)	

4. 計画の推進体制

計画(PPLAN)・実行(DO)・評価(CHECK)・改善(ACTION)のPDCAサイクルにより管理し、社会状況の変化や新たな国の施策の動向により、柔軟に見直しを行います。

計画の推進にあたっては庁内関係部局や関係行政機関、保健・医療・福祉の関係団体及び介護サービス事業者や地域団体、市民活動団体等との連携強化に努めます。

また、第6次室蘭市総合計画では、誰一人取り残さない持続可能な社会の実現を目指すSDGs(持続可能な開発目標)の視点で、持続可能なまちづくりを進めており、本計画においてもこの考え方を踏まえ、推進していきます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



SDGs(エス・ディ・ジーズ／持続可能な開発目標)とは

2001年に策定されたミレニアム開発目標(MDGs)の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。

5. 第9期介護保険事業計画のポイント

第9期介護保険事業計画の基本指針（大臣告示）のポイント

【基本的考え方】

- ・次期計画期間中に、団塊の世代が全員75歳以上となる2025年を迎える
- ・高齢者人口がピークを迎える2040年を見通すと、要介護高齢者が増加する一方、生産年齢人口が急減する
- ・地域の実情に応じて地域包括ケアシステムの深化・推進を図るための具体的な施策や目標を優先順位を検討した上で定めることが重要となる

【見直しのポイント】

1. 介護サービス基盤の計画的な整備

①地域の実情に応じたサービス基盤の整備

- ・中長期的な人口動態や介護ニーズを適切に捉えて介護サービス基盤を計画的に確保
- ・医療・介護双方のニーズの増加を踏まえ、医療・介護の連携強化が重要
- ・事業者を含めた関係者と需要を共有しサービス基盤整備の在り方を議論することが重要

②在宅サービスの充実

- ・様々な介護ニーズに対応できるよう複合的な在宅サービスの整備を推進することが重要
- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの更なる普及

2. 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

①地域共生社会の実現

- ・地域包括ケアシステムを地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤として位置づけ
- ・地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保を図り、重層的支援体制整備事業において包括的な相談支援等を担うことも期待
- ・認知症に関する正しい知識の普及啓発により、認知症への理解を深めることが重要
- ・多様な主体による介護予防・日常生活支援を実施できるよう、総合事業の充実化を推進

②介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための医療・介護情報基盤の整備

③保険者機能の強化

- ・給付適正化事業の取組の重点化・内容の充実・見える化

3. 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上

- ・都道府県主導の下で生産性向上に資する様々な支援・施策を総合的に推進
- ・介護サービス事業者の財務状況等の見える化を推進

資料：令和6年1月19日

「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針（令和6年厚生労働省告示第18号）」より